

(宗像市学校結核対策委員会設置要領の一部改正)

宗像市学校結核対策委員会設置要領の一部を次のように改正する。

第1条第1項の「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に、改める。

第3条第2項第1号の「宗像保健福祉環境事務所長」を「宗像保健福祉環境事務所(保健監)」に改める。

附則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

宗像市学校結核対策委員会設置要領新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>学校保健安全法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)</u>に基づき、本市立学校において実施される結核健診に関して、地域と連携した結核対策の観点から必要な事項を検討するため、宗像市学校結核対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 委員は次の各号に掲げる者から、教育委員会が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>宗像保健福祉環境事務所(保健監)</u> (2) 結核の専門家 (3) 医師会代表 (4) 学校医代表 (5) 小中学校長代表 (6) 養護教諭代表 (7) 教育委員会代表 	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>学校保健法及び結核予防法</u>に基づき、本市立学校において実施される結核健診に関して、地域と連携した結核対策の観点から必要な事項を検討するため、宗像市学校結核対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 委員は次の各号に掲げる者から、教育委員会が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>宗像保健福祉環境事務所長</u> (2) 結核の専門家 (3) 医師会代表 (4) 学校医代表 (5) 小中学校長代表 (6) 養護教諭代表 (7) 教育委員会代表

宗像市学校結核対策委員会設置要領

(目的)

第1条 学校保健安全法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、本市立学校において実施される結核健診に関して、地域と連携した結核対策の観点から必要な事項を検討するため、宗像市学校結核対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 学校における結核健診の実施状況・結果に関すること
- (2) 精密検査対象児童生徒の管理方針に関すること
- (3) 患者発生時における関係機関との協力及び対策に関すること
- (4) 地域と連携した学校の結核管理方針に関すること
- (5) その他学校における結核対策に関すること

(組織)

第3条 委員会は、10名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 宗像保健福祉環境事務所(保健監)
- (2) 結核の専門家
- (3) 医師会代表
- (4) 学校医代表
- (5) 小中学校長代表
- (6) 養護教諭代表
- (7) 教育委員会代表

(任期)

第4条 委員の任期は1年(4月1日から翌年3月31日)とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中において委員が交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会に委員会の運営の円滑化を図るため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、委員長が指名する者をもって構成し、必要に応じて会を開催することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成21年4月1日から施行する。